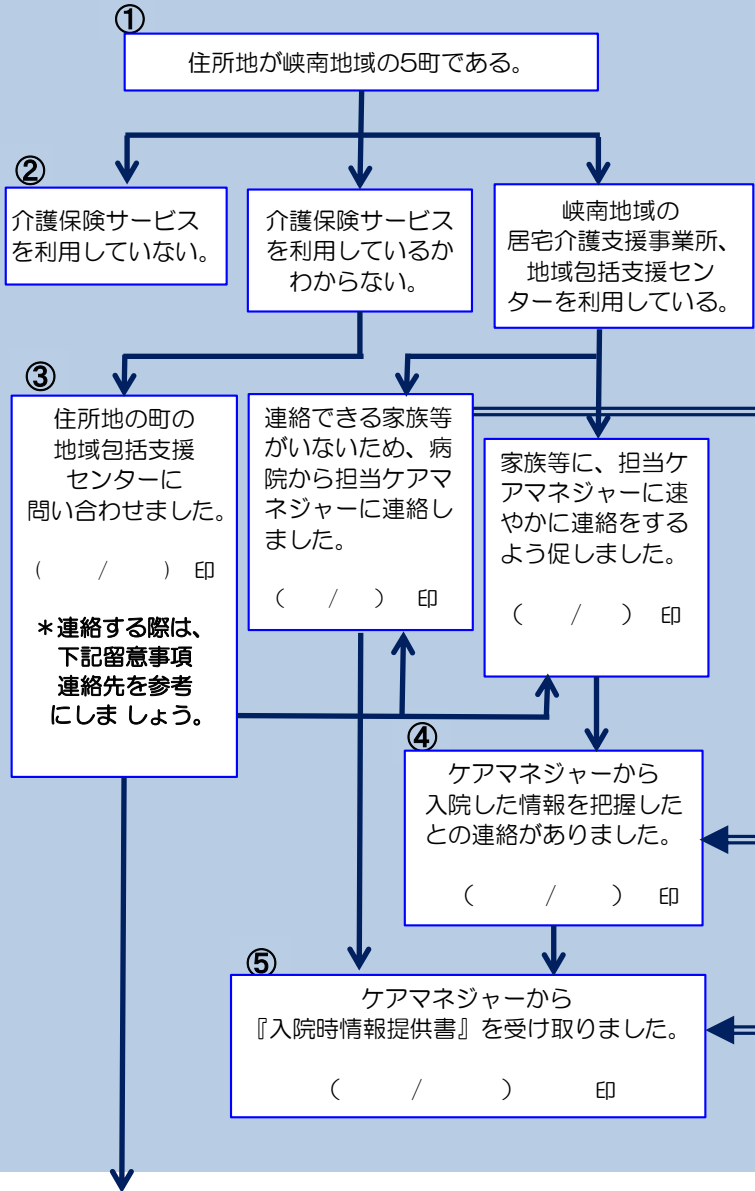


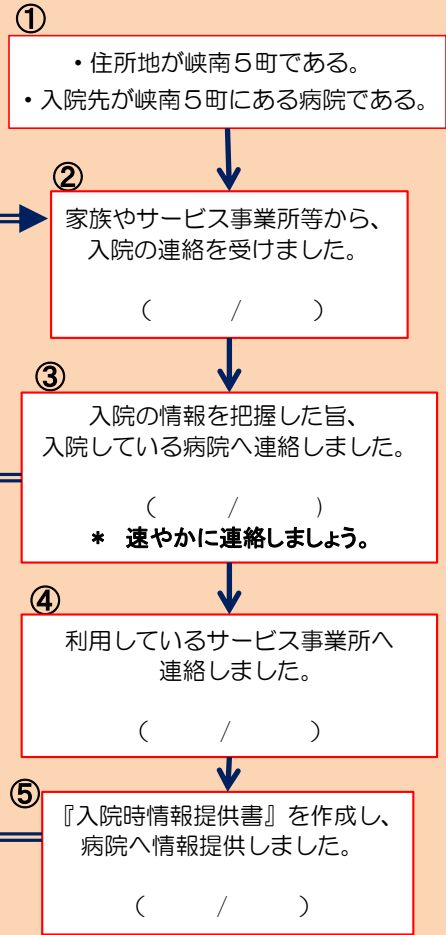
* 連携の基本 *

『医療保険証・受診カード・お薬手帳・介護保険証・担当ケアマネジャーの名刺』の5点をワンセットにしておくこと、入院時は携行することを、ケアマネジャーも病院側も促しましょう。



* 思いやり *

ケアマネジャーは、入院の情報を得た場合、速やかに病院へ連絡しましょう。



* FAXによる情報提供時の留意事項 *

FAXで病院に提供する場合は、予め連絡をした上で行いましょう。

* 地域包括支援センターへ連絡する際の留意事項 *

- 医療保険証で住所地を確認しましょう。
- 土日祝日以外の日に問い合わせましょう。
- 問い合わせの際は…
「担当ケアマネジャーの事業所と連絡先を教えてください。」と伝えましょう。
- 町の地域包括支援センターの連絡先は、下記をご覧ください。

* 峡南地域各町の地域包括支援センター連絡先 *

町名	TEL
市川三郷町	055-272-1106
早川町	0556-45-2363
身延町	0556-20-4611
南部町	0556-64-4836
富士川町	0556-22-4615

担当ケアマネジャー / 担当看護師

■ 事業所名 / 病院名・入院病棟

()

■ 担当者氏名 ()

()

■ その他

2)「入院直後の連携」に関する留意事項

(1) 連携の基本について

ケアマネジャーや病院のスタッフは患者（利用者）に対し、『「医療保険証・受診カード・お薬手帳・介護保険証・担当ケアマネジャーの名刺」の5点をセットしておくこと』を、機会あるごとに促しましょう。

(2) 入院した情報をケアマネジャーへ伝える手順について

○入院した患者が、本ルールの対象者であるか確認しましょう。

- ・病院スタッフは、まず入院した患者の住所地が峡南地域の5町であるかを確認しましょう。次に、介護保険を利用しているか、利用している場合、居宅介護支援事業所（ケアマネジャーが所属する事業所）が峡南地域にある事業所か（手引き P15-16を参照）確認しましょう。
- ・ケアマネジャーは、利用者の住所地が峡南地域の5町であるか、入院した病院が峡南地域にある病院か（手引き P14参照）を確認しましょう。

○介護保険サービスを利用している場合

- ・病院スタッフは、家族等に対して担当ケアマネジャーに連絡するよう促しましょう。
- ・家族等ケアマネジャーに連絡できる人がいない場合は、病院スタッフから直接ケアマネジャーに連絡しましょう。
- ・ケアマネジャーは、家族等から入院した情報を得た時は、速やかに入院している病院へ連絡しましょう。

○介護保険を利用しているかわからない場合

- ・病院スタッフは医療保険証で住所地を確認し、住所地の地域包括支援センターに介護保険の利用の有無について問い合わせましょう。
- ・問い合わせの際は、「入院直後の連携」の左下に記載されている「地域包括支援センターへ連絡する際の留意事項」を参考にしましょう。

(3) 入院時に病院へ情報提供する際の留意事項

○入院時に情報提供を行う必要がない対象者について

- ・検査目的や予定された短期間の入院である利用者
- ・入退院を繰り返している利用者
- ・入院時の情報提供を行うかどうか判断に迷う場合は、病院スタッフと相談しましょう。

○「峡南地域入院時情報提供書」について（P5～7）

- ・平成29年度末に厚生労働省から参考例として示された「入院時情報提供書」を基に、峡南地域の病院スタッフが入院時に共有したい情報の項目を盛り込んだ様式となっています。
- ・太線で囲んだ部分は、病院が入院時に共有したい情報です。
- ・「峡南地域入院時情報提供書」を使用する場合は、記入上の留意事項を参考に記入しましょう。
- ・入院時の情報提供を書面で行う場合は、できるだけ「峡南地域入院時情報提供書」を活用しましょう。

○病院に情報提供する方法について

- ・できるだけ病院に持参しましょう。
- ・やむを得ずFAXする場合は、予め病院に連絡した上で送信しましょう。